

議員全員協議会次第

日 時：令和3年12月3日(金)

午前9時

場 所：取手市議会議場

1 開 会

2 報告事項

(1) 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画(素案)について

(2) その他

3 その他

4 閉 会

(素案)

稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化（新組合設置）計画

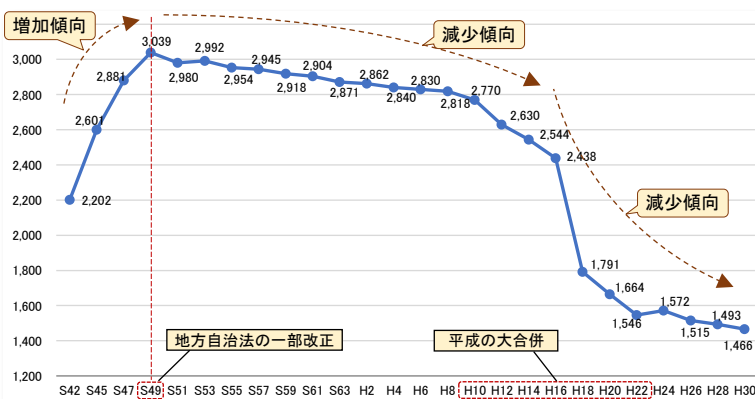
～ 圏域住民の安全・安心・快適な生活環境の向上を目指して ～

1 概要

(1) 計画策定の背景と目的 本編 1 ページ参照

稲敷・龍ヶ崎地方では、行政の能率化及び効率化を図るため、昭和 37 年 10 月 20 日に女化塵芥処理組合（現在の龍ヶ崎地方塵芥処理組合）を設立、昭和 38 年 4 月 30 日に竜ヶ崎市外 4 町 1 村し尿処理組合（現在の龍ヶ崎地方衛生組合）を設立、昭和 48 年 12 月 17 日に稲敷地方広域市町村圏事務組合を設立し、ごみ処理、し尿処理、消防及び水防など、圏域住民の日常生活に欠かすことのできない事務や生命及び財産に関わる事務などを行ってきたところです。

一方、全国の一部事務組合の設立状況に目を転じると、昭和 49 年の地方自治法の一部改正及び平成 10 年以降の平成の大合併の進展等に伴い、一部事務組合の団体数は大幅に減少しています。また、我が国においては、超少子高齢化・人口減少社会に突入しており、今後もその傾向はさらに進行することが見込まれているほか、新型コロナウイルスの感染拡大は、社会経済活動に大きな影響を及ぼしているところです。



このように、人口減少や少子高齢化の進行は、これまでの経済活動や地域活動を支えてきた人口構造を大きく変えようとしており、また新型コロナウイルスがもたらした社会経済活動への影響で地域経済は低迷し、地方自治体の税収も大幅に落ち込むことが見込まれています。これらの影響は、日常生活や公共サービスへも大きな影響を及ぼすことが考えられますが、地域住民にとって最も身近な基礎自治体である地方自治体が今後も安定した公共サービスを提供するには、人口減少や社会経済情勢の変化など、時代の潮流を的確に捉え、適切かつ柔軟に対応する必要があります。

このため、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合は、圏域住民の安全、安心と快適な生活環境をさらに向上させるとともに、安定した公共サービスを中・長期的に提供していくことを目的として、稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化（新組合設置）計画を策定するものです。



統合・複合化する一部事務組合



稲敷地方広域市町村圏事務組合



龍ヶ崎地方衛生組合



龍ヶ崎地方塵芥処理組合

2 一部事務組合の現状と課題

(1) 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 本編4ページ参照

設立年月日	昭和37年10月20日
事務内容	ごみ処理
事務所	龍ヶ崎市板橋町436番地2
構成市町村	龍ヶ崎市、利根町、河内町 (3市町)
圏域人口	約10万人
職員数	16人
組織体制	2課4係
議員数	15人
予算規模	13億2,139万円 (令和3年度当初予算)
所有施設等	クリーンプラザ・龍(ごみ処理施設) 城取清掃工場跡地



龍ヶ崎地方塵芥処理組合の行政区域

(2) 龍ヶ崎地方衛生組合 本編8ページ参照

設立年月日	昭和38年4月30日
事務内容	し尿処理
事務所	龍ヶ崎市板橋町字安台542番地1
構成市町村	龍ヶ崎市、牛久市、取手市、利根町、 河内町、稲敷市、美浦村、阿見町 (8市町村)
圏域人口	約40万人
職員数	15人
組織体制	2課1施設3グループ
議員数	24人
予算規模	3億8,104万8千円 (令和3年度当初予算)
所有施設等	龍の郷クリーンセンター(し尿処理施設)



龍ヶ崎地方衛生組合の行政区域

(3) 稲敷地方広域市町村圏事務組合 本編12ページ参照

設立年月日	昭和48年12月17日
事務内容	消防、水防、職員共同研修
事務所	龍ヶ崎市3571番地の1
構成市町村	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、 利根町、河内町、美浦村 (7市町村)
圏域人口	約29万人
職員数	414人(消防本部406人、事務局8人)
組織体制	5課16係、9署所(消防本部) 1課2係(事務局)
議員数	22人
予算規模	41億400万円(一般会計) 1,136万円(特別会計) (令和3年度当初予算)
所有施設等	稲敷広域消防本部、消防署(9署) 消防車両等(102台)



稲敷地方広域市町村圏事務組合の行政区域



龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の構成市町村はすべて異なりますが、3組合は地方自治法第285条に規定されている複合的一部事務組合として、統合・複合化することが出来ます。

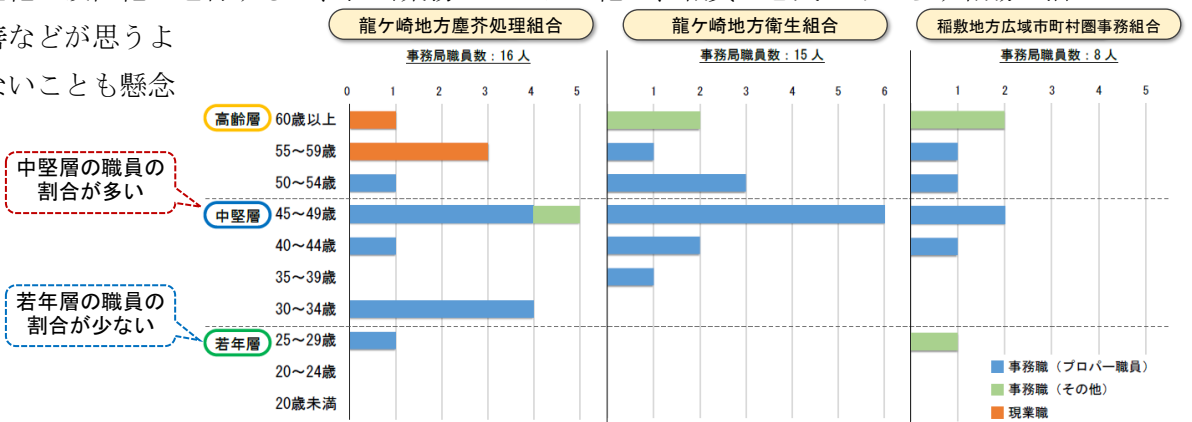
(4) 3組合の現状と課題のまとめ 本編 16 ページ参照

概要

- 龍ヶ崎市内に3組合の事務所が設置されていることは、人事交流や事務レベルでの協議及び情報の共有などが図られる反面、それぞれの組合ごとに管理者及び副管理者を設置するとともに、議会や監査委員等の組織を設ける必要があるため、非効率的な運営の側面を有します。

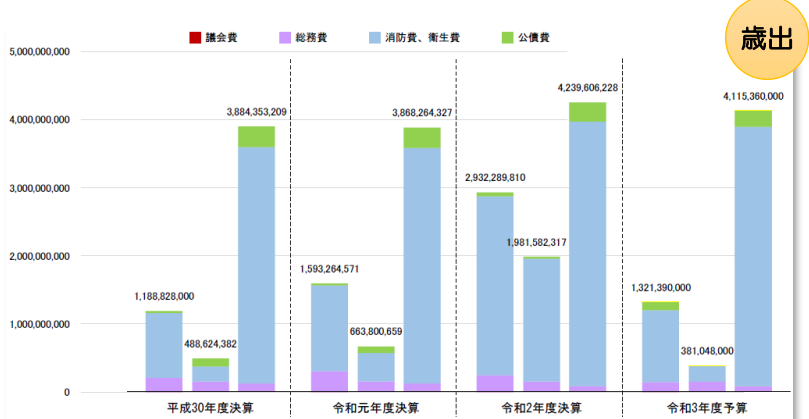
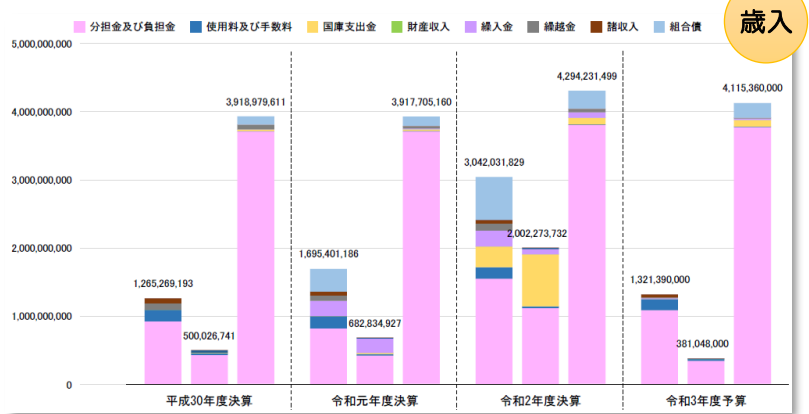
組織

- 3組合の組織体制の共通として、中堅層の職員の割合が多く、若年層の職員が在籍していない、もしくは少数であるため、年齢構成に大きな偏りが見受けられます。
- 年齢構成の偏りは、組織として健全に機能することが難しいこと、さらに人事の固定化・硬直化が懸念されます。
- 人事の固定化・硬直化が進行すると、担当業務がルーチン化し、職員の志気があがらず職場の活性化や改善などが思うように進まないことも懸念されます。



予算・決算

- 歳入について、3組合とも歳入の大半は、構成市町村からの分担金で占められています。市町村の財政状況も厳しい中、また税収の落ち込みが見込まれているため、より効果的・効率的な事務処理を行い、市町村の財政負担の軽減を図る必要があります。
- 歳出について、龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合の職員数はほぼ同数ですが、財政規模は龍ヶ崎地方塵芥処理組合が大きく上回っています。このことから、ごみ処理には多額の予算が必要となります。



※棒グラフは左から、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合(一般会計と特別会計の総計)の順で記載しています。

(5) 圏域全体の広域行政の課題 本編 21 ページ参照

稲敷・龍ヶ崎地方では、し尿処理の事務は龍ヶ崎地方衛生組合が、消防の事務は取手市を除き、稲敷地方広域市町村圏事務組合が圏域全体を行っているため、広域行政としての課題は特に見当たりません。

一方、ごみ処理に関する事務は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合のほか、牛久市及び阿見町は直営で、稲敷市及び美浦村は江戸崎地方衛生土木組合で、取手市は常総地方広域市町村圏事務組合で行っています。この内、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、牛久市及び阿見町の焼却施設はほぼ同時期に更新時期を迎え、最終処分場もほぼ同時期に埋め立て完了となることが見込まれています。ごみ処理には多額の予算が必要になりますが、ごみ処理施設を新設するにはさらに多額の予算を必要とすることから、関係市町村で協議を行い、今後の方針を定める必要があります。

また、江戸崎地方衛生土木組合は、火葬場・斎場の事務も行っているため、稲敷・龍ヶ崎地方を一つの行政区域として捉え、「ごみ処理の広域化」と「斎場事務の複合化」について検討する必要があります。

市町村	し尿処理	消防	ごみ処理	火葬場・斎場
龍ヶ崎市	龍ヶ崎地方衛生組合	稲敷地方広域市町村圏事務組合	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	直営
利根町				なし
河内町				なし
牛久市			直営	牛久市・阿見町斎場組合
阿見町			直営	
稲敷市			江戸崎地方衛生土木組合	
美浦村	江戸崎地方衛生土木組合			
取手市		直営	常総地方広域市町村圏事務組合	取手市外2市火葬場組合



番号	施設名	施設の内容	使用終了予定年度
①	くりーんプラザ・龍 (龍ヶ崎市、利根町、河内町)	焼却施設	令和13年度末
		最終処分場	令和16年度末
②	牛久市クリーンセンター (牛久市)	焼却施設	令和15年度末
③	阿見町霞クリーンセンター (阿見町)	焼却施設	令和14年度末
④	阿見町さくらクリーンセンター (阿見町)	最終処分場	令和15年度中
⑤	環境センター (稲敷市、美浦村)	焼却施設	令和4年度末

※江戸崎地方衛生土木組合は、新環境センター整備中であり、令和5年3月に竣工予定



番号	施設名	施設の内容
①	うしくあみ斎場 (牛久市、阿見町)	火葬炉6基、待合室6室、式場3室
②	聖苑香澄 (稲敷市、美浦村)	火葬炉4基、待合室4室、式場2室
③	龍ヶ崎市宮斎場 (龍ヶ崎市)	火葬炉3基、待合室3室、式場1室



稲敷・龍ヶ崎地方を鳥瞰的な視点で一つの行政区域として捉え、「ごみ処理の広域化」「斎場事務の複合化」を今後の広域行政の課題として位置づけます。

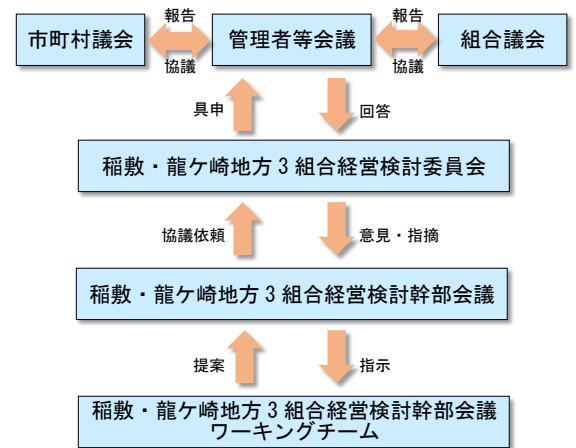
3 統合・複合化に関する検討

(1) 検討体制 本編 24 ページ参照

3 組合の統合・複合化は、管理者等会議で協議を行うとともに、統合・複合化の是非の判断を行います。

また、管理者等会議での協議状況に応じて、3 組合の議会及び構成市町村の議会への報告及び協議を行います。

なお、管理者等会議で協議を行うため、県内の一部事務組合の事例調査を行い、その後、稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合経営検討委員会、稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合経営検討幹部会議及び稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合経営検討幹部会議ワーキングで協議を行っています。



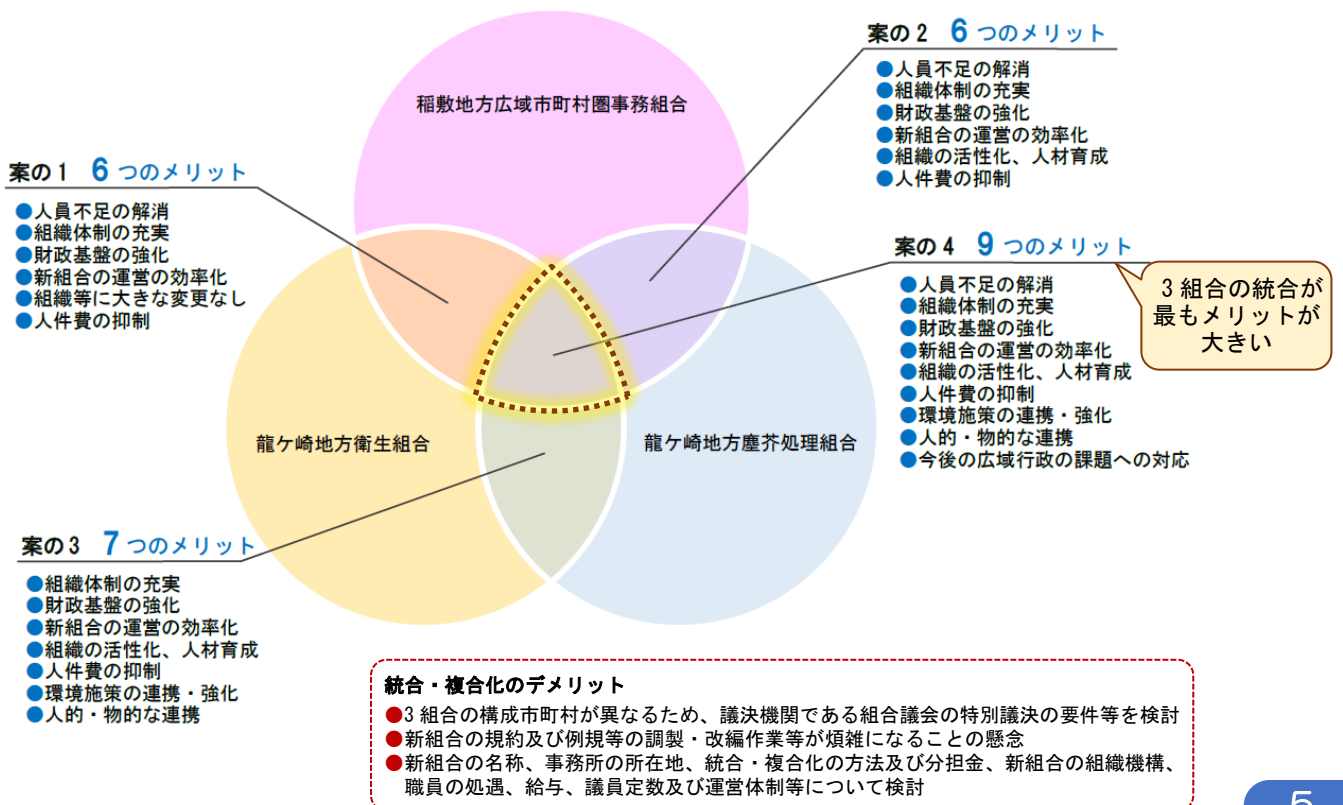
(2) 検討内容 本編 25 ページ参照

3 組合の統合・複合化について、以下の組み合わせで検討しました。

- 案の 1 (2 組合の統合)：稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方衛生組合
- 案の 2 (2 組合の統合)：稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合
- 案の 3 (2 組合の統合)：龍ヶ崎地方衛生組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合
- 案の 4 (3 組合の統合)：稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方衛生組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合
- 案の 5 (3 組合が現状のまま継続)

(3) 検討結果 本編 30 ページ参照

統合・複合化の組合せと併せて、統合・複合化のメリット・デメリット等を検討した結果、3 組合が統合・複合化することで今後の広域行政への対応が可能であるなど、最もメリットが大きいため、3 組合の統合・複合化を目指します。



4 統合・複合化の基本方針

(1) 新組合の目指す将来像 本編 32 ページ参照

3 組合の統合・複合化に伴い、新たに設置する新組合は、稲敷・龍ヶ崎地方を一つの行政区域と捉え、また今後の広域行政の課題を見据え、次のとおり目指す将来像を定めます。

目指す将来像

稲敷・龍ヶ崎地方の共同処理事務（し尿処理、消防、ごみ処理及び火葬場・斎場等）の一元化

このため、新組合の目指す将来像の実現に向け、まずは第1段階として新組合の設置（3 組合の統合）に向けた取組を最優先で進めることとします。

次に、第2段階として地元住民の理解と協力を得ながら、また、関係市町村との理解と認識を深め、連携を図りながら「ごみ処理の広域化」及び「斎場事務の複合化」の取組を進めます。最終的に、江戸崎地方衛生土木組合及び牛久市・阿見町斎場組合との合流を目指して、段階的に取組を進めることとします。



(2) 新組合の設置時期 本編 32 ページ参照

新組合の設置時期は、それぞれの一部事務組合の議会での協議、構成市町村職員及び構成市町村の議会での協議のほか、茨城県との調整及び協議も要すること、さらに、新組合の規約をはじめ、条例等の整備や予算の調製等にも一定の時間を要することを勘案し、令和5年4月1日を目標とします。

新組合の設置時期（目標）：令和5年4月1日

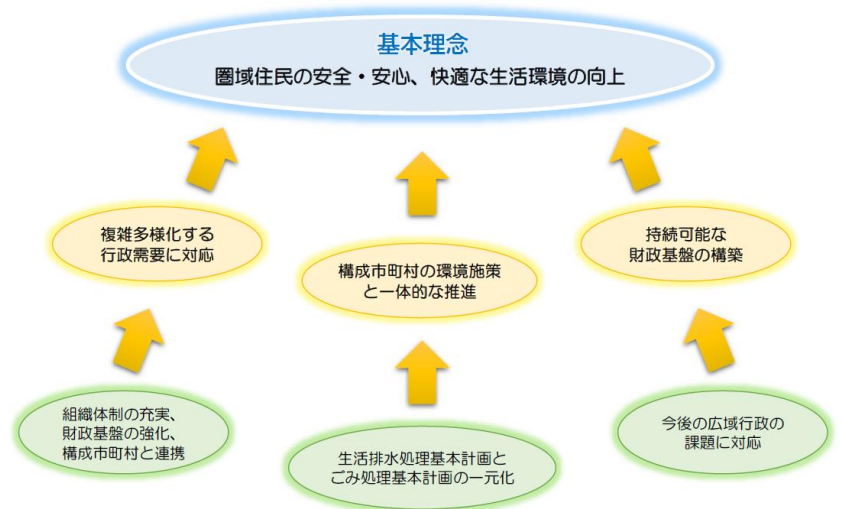
(3) 新組合の基本理念 本編 33 ページ参照

新組合は、統合・複合化によるスケールメリットを活かし、組織体制の充実、財政基盤の強化及び構成市町村との連携強化を図り、複雑多様化する行政需要に総合的かつ機動的に対応することで、圏域住民のサービス向上を図ります。

また、龍ヶ崎地方衛生組合が所管する生活排水処理基本計画と龍ヶ崎地方塵芥処理組合が所管するごみ処理基本計画は、新組合に一元化され、一般廃棄物処理基本計画として強化されることから、環境施策の集約と連携を図るとともに、構成市町村の環境施策と一体的に推進することで、圏域住民の生活環境の向上を図ります。

さらに、今後の広域行政の課題に位置付けている「ごみ処理の広域化」及び「斎場事務の複合化」に取り組むことで、中長期的に構成市町村の財政負担の軽減を図り、持続可能な財政基盤の構築と、圏域住民の利便性の向上に寄与することとします。

これらの取組を総合的・複合的に推進することで、新組合はこれからの未来を担う次世代への責務を果たす組織として、また、これまでの取組を充実・発展させることで新たな取組の受け皿となれる組織として、圏域住民の安全・安心、そして快適な生活環境の向上を目指します。



(4) 統合・複合化の具体案 本編 34 ページ参照

3 組合の統合・複合化の手法は、稲敷地方広域市町村圏事務組合を母体とする吸収合併方式とし、龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び龍ヶ崎地方衛生組合の 2 組合は解散することとします。

また、新組合の名称は、稲敷組合を母体とするため「稲敷地方広域市町村圏事務組合」を基本としますが、3 組合が新たな組合となる節目を迎えることから、新組合の名称については、引き続き検討するものとします。

なお、新組合の主たる事務所の所在地は、統合・複合化の母体となる稲敷地方広域市町村圏事務組合の事務所で検討しましたが、施設の老朽化やスペース、危機管理等の観点から、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の事務所を新組合の主たる事務所とします。



新組合の目指す将来像の実現に向けて、

第 1 段階として、令和 5 年 4 月 1 日を目標に **3 組合の統合・複合化** に向けた取組を進めます。

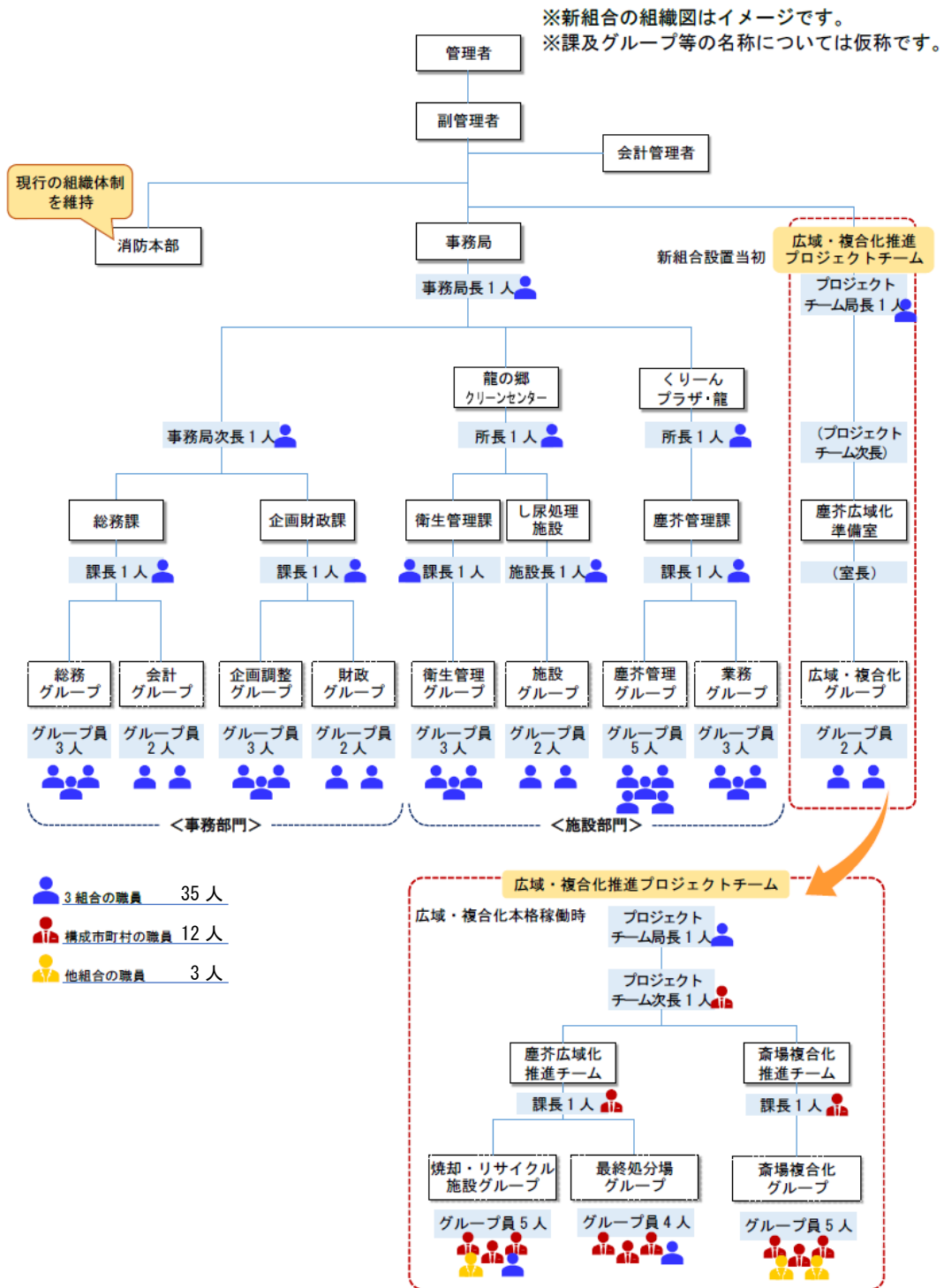
第 2 段階として、「**ごみ処理の広域化**」及び「**斎場事務の複合化**」に向けた取組を進めます。

最終的には、江戸崎地方衛生土木組合及び牛久市・阿見町斎場組合との合流を目指します。

5 統合・複合化の骨子

(1) 新組合の組織機構 本編 36 ページ参照

- 新組合の組織機構図（案）は、以下のとおりです。



- 新組合は、現行の 3 組合から円滑に移行できるよう、設立時期の職員総数、役職者の人数、クリーンプラザ・龍及び龍の郷クリーンセンターの維持管理、並びに安全・安定運転を考慮するとともに、「ごみ処理の広域化」及び「斎場事務の複合化」に配慮したわかりやすい組織とします。
- 新組合を健全かつ柔軟に機能させ、組織目標に一体となって取り組んでいけるよう、また 3 組合の行政職係長以上の役職者の身分を保障するとともに、職員個々の事務適性と能力に応じた的確に人員配置ができるよう「グループ制」を採用します。

(2) 新組合設置時の職員の身分等の処遇 本編 43 ページ参照

- 新組合設立時の職員の身分等の処遇は、新組合設立時の前年度までに 3 組合がそれぞれの組織機構の下で、事務局長ポストをはじめ全ての役職ポストに職員を配置することを前提に新組合の組織機構案の下で整理します。
- 新組合の設置に伴い、上位の職から下位の職に異動する職員を抑止できるよう、新組合の設立時の前年度に行う 3 組合それぞれの人事異動は十分留意します。

(3) 職員の任用（採用）方針 本編 47 ページ参照

- 新組合設立時の職員総数は、3 組合の行政職職員、35 人となります。
- 「ごみ処理の広域化」及び「斎場事務の複合化」に関する業務が本格化する際は、知識と経験が豊富な構成市町村の職員をプロジェクトチームに登用し、補強を行うことを基本とします。
- 上記を踏まえ、新組合の職員定数は、3 組合の行政職職員（35 人）に広域・複合化推進プロジェクトチームに従事する構成市町村の職員（12 人）と塵芥処理場及び斎場を所管する他組合（牛久市・阿見町斎場組合、江戸崎地方衛生土木組合）の職員（3 人）を加えた総数 50 人程度を定数（上限）とします。
- 職員の退職等に伴う補充は、原則として職員定数の範囲内で行うものとし、若年層、中間層、高齢層の職員の年齢構成等のバランスや、新規の事務事業等の質・量に配慮しながら任用（新規採用）の是非を判断します。
- 新組合の設置後、当面の間は職員の新規採用を見送ります。
- 職員の新規採用は、退職者数より抑制することで職員総数の減員を図り、中長期的に人件費の抑制を図ります。
- 新組合設立の意思決定が正式になされた際は、（仮称）新組合事務局人員管理計画を策定します。当該計画の策定は、新組合の設立に至るまでは龍ヶ崎地方衛生組合が中心となって行い、設立後は新組合の事務部門が行います。
- 消防職員の任用（採用）は、圏域住民の生命及び財産を守るため、一定数の職員の確保が必要であることから、職員定数条例に基づき、職員の新規採用や再任用職員の任用を行います。

(4) 職員の給与 本編 52 ページ参照

- 新組合設立時の職員の給料体系は、当面の間は現行制度の維持を基本とします。
- 管理職手当及び期末・勤勉手当における役職加算の割合は、給与条例に基づき、龍ヶ崎市に準ずることを基本とします。
- 地域手当は、給与条例で準用している龍ヶ崎市の支給率を基本としますが、行政職職員と消防職職員との間で生じている支給率の格差は、その改善に向けて行財政改革の取組を積極的に推進します。また、新たな人事院勧告に基づいて見直しを行います。
- さらに、組合運営が構成市町村の分担金で成り立っていることや厳しい現状にある構成市町村の財政状況を踏まえ、内部管理経費の節減をはじめとする行財政改革に徹底して取り組みます。

(5) 新組合の議員定数 本編 58 ページ参照

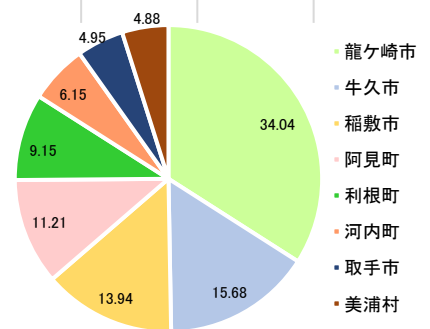
- 茨城県内の一部事務組合の議会議員定数及び令和 2 年度分担金負担割合の状況は、以下のとおりです。

	組合名	議員定数
1	龍ヶ崎地方衛生組合	24
2	稲敷地方広域市町村圏事務組合	22
3	筑西広域市町村圏事務組合	20
4	茨城西南地方広域市町村圏事務組合	19
5	さしま環境管理事務組合	18
6	霞台厚生施設組合	17
7	湖北環境衛生組合	16
8	利根川水系県南水防事務組合	16
9	大洗・銚田・水戸環境組合	15
10	鹿行広域事務組合	15
11	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	15
12	茨城県南水道企業団	14
13	下妻地方広域事務組合	14
14	茨城地方広域環境事務組合	13
15	高萩・北茨城広域事務組合	12
16	大宮地方環境整備組合	12
17	石岡地方斎場組合	12
18	常総地方広域市町村圏事務組合	12
19	笠間地方広域事務組合	10
20	鹿島地方事務組合	10
21	湖北水道企業団	10
22	新治地方広域事務組合	10
23	取手地方広域下水道組合	10
24	筑北環境衛生組合	10
25	ひたちなか・東海広域事務組合	9
26	取手市外 2 市火葬場組合	9
27	江戸崎地方衛生土木組合	8
28	常総衛生組合	8
29	茨城美野里環境組合	6
30	牛久市・阿見町斎場組合	6

※令和 2 年 11 月時点での議員定数の一覧です
 ※この一覧表は、議員定数が多い順に列記しています。

(参考：議員定数を検討する際の要素)

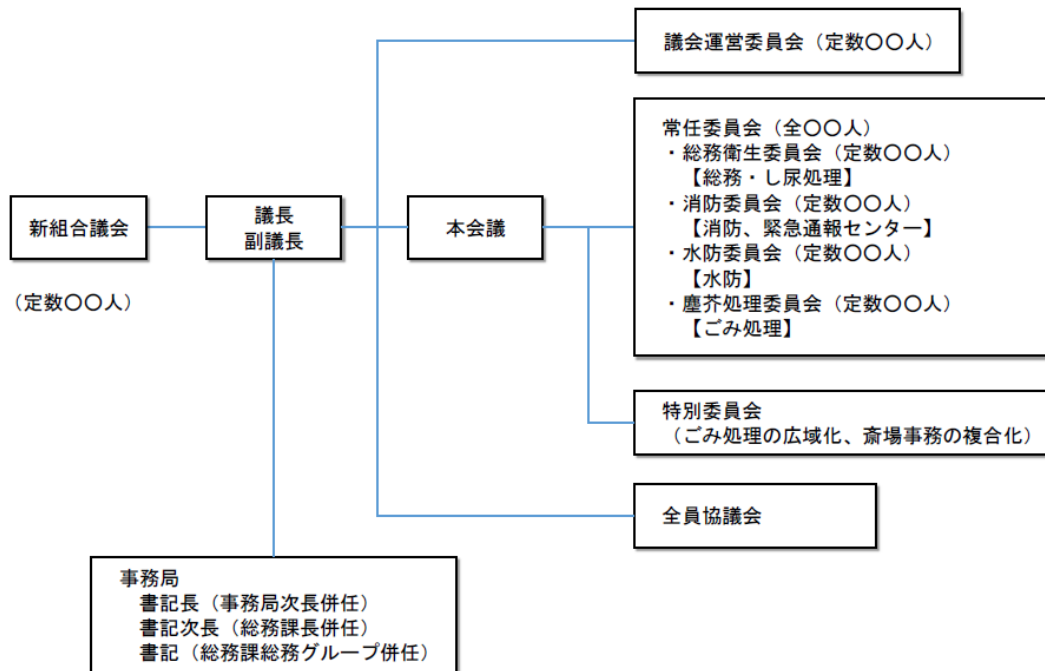
- (1) 3 組合への関与の状況及び分担金負担割合
- (2) 塵芥事務及び水防事務の特別議決の要件
- (3) 新たな共同処理事務が加わる際は、新たな事務に関与する市町村への配慮
- (4) 構成市町村の議員数のバランス



- 議員定数の目安は、統合・複合化によるコストメリットや他組合の事例調査を踏まえ、3 組合の議員総数 (61 人) の半数程度を基本とし、3 組合の議会と構成市町村の議会が良好な協力関係を築きながら協議を進めます。その際、執行部のチェック機関の機能確保と構成市町村別の議員数のバランス、さらにはごみ処理事業、消防事業及び水防事業に係る特別議決の要件に配慮します。
- 新組合で共同処理する事務に「ごみ処理の広域化」が加わる際は、牛久市と阿見町、さらに稲敷市と美浦村で共同処理を行っている江戸崎地方衛生土木組合の塵芥事務が新組合に移管されることから、当該 2 市 1 町 1 村に対する配慮を考慮します。
- 新組合で共同処理する事務に「斎場事務の複合化」が加わる際は、龍ヶ崎市、牛久市と阿見町、稲敷市と美浦村の斎場事務が新組合に移管されることから、当該 3 市 1 町 1 村に対する配慮を考慮します。

(6) 新組合議会の運営体制 本編 61 ページ参照

- 新組合議会の構図（案）は、以下のとおりです。



- 議会運営委員会を設置します。
- 常任委員会を複数設置します（例：（仮称）総務衛生委員会、（仮称）消防委員会、（仮称）水防委員会、（仮称）塵芥処理委員会）。
- 「ごみ処理の広域化」及び「斎場事務の複合化」の協議が本格化する際は、特化して審議する特別委員会を設置します。
- 定例会の会期は、1日ではなく複数日（議事整理を含めて3～4日程度）を確保します。

(7) 新組合の設置に伴う分担金のあり方 本編 64 ページ参照

- 新組合が所管する消防・緊急通報センター、水防、ごみ処理及びし尿処理の各事務事業に係る構成市町村の分担金は、これまでの分賦金割合を踏襲した金額とします。
- 新組合の議会費及び総務費に係る取手市の分担金は、新組合が所管する事務事業との関係において、取手市が利益を受ける事業は「し尿処理事業」に限定され、関与の度合いが他の構成市町村との比較においてもかなり低いことから、一定の配慮を行います。
- 新組合に「ごみ処理の広域化」及び「斎場事務の複合化」の事務が加わる際は、その利益を受ける構成市町村との協議により分賦金割合を定めます。

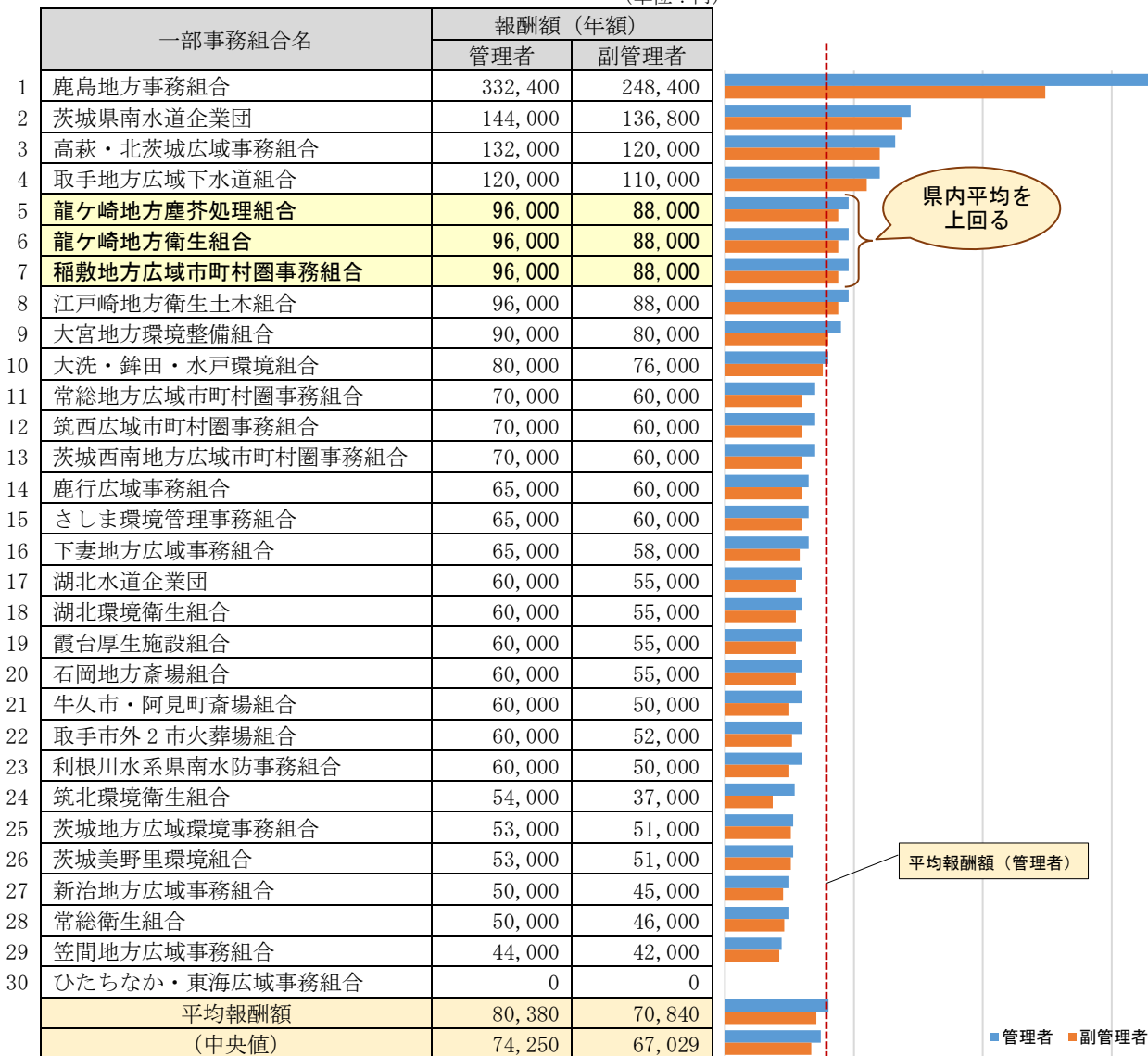
(8) 特別会計の設置 本編 70 ページ参照

- 消防・緊急通報センター、水防、ごみ処理及びし尿処理の各事務事業に係る経理は、事業単位に会計処理を的確に把握するとともに、健全で効率的な財政運営に資するため、複数の特別会計で管理します（例：（仮称）消防事業特別会計、（仮称）水防事業特別会計、（仮称）ごみ処理事業特別会計、（仮称）し尿処理事業特別会計）。
- 新組合に「ごみ処理の広域化」及び「斎場事務の複合化」の事務が加わる際は、当該事務に係る経理についても特別会計で管理します（例：（仮称）新ごみ処理場建設事業特別会計、（仮称）斎場事業特別会計）。

(9) 新組合の正副管理者の報酬 本編 72 ページ参照

- 現行の正副管理者の報酬額は、県内 30 の広域組合等の平均値を上回る水準にあることから、3 組合統合によるコストメリットを最大限に引き出すため、また今後さらに厳しさを増す構成市町村の財政状況を考慮し、行財政改革の観点から、現行の報酬額を一律〇〇%削減する減額改定を行うか、または期限付きの減額措置を講じます。

(単位：円)



※令和 2 年 11 月時点での報酬一覧です。
 ※この一覧表は、管理者の報酬額を基準に、報酬額が高い順に列記しています。
 ※茨城県南水道企業団及び湖北水道企業団は、企業長及び副企業長の報酬額を記載しています。
 ※中央値は、最上位及び最下位の団体を外れ値として除いた平均値です。

(参考：圏域人口別の報酬額) (単位：円)

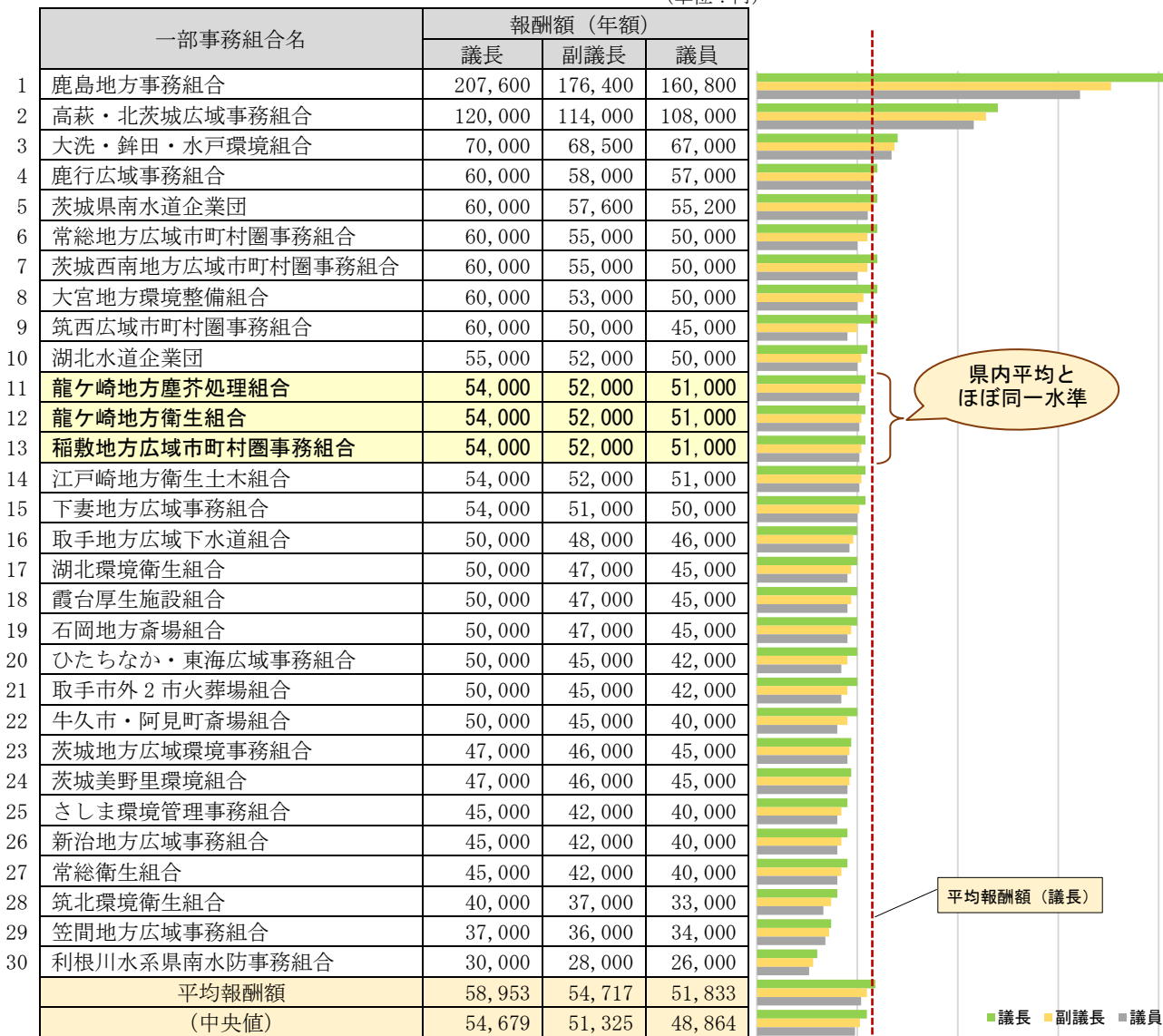
圏域人口	報酬額	管理者	副管理者
10 万人未満	平均報酬額	92,750	84,750
	(中央値)	93,000	84,000
10 万人以上 20 万人未満	平均報酬額	87,491	73,036
	(中央値)	70,000	61,667
20 万人以上	平均報酬額	71,867	65,520
	(中央値)	68,462	61,846

※龍ヶ崎地方塵芥処理組合の圏域人口は、約 10 万人です。
 ※稲敷地方広域市町村圏事務組合の圏域人口は、約 29 万人です。
 ※龍ヶ崎地方衛生組合の圏域人口は、約 40 万人です。

(10) 新組合の議員の報酬 本編 74 ページ参照

- 現行の議員の報酬額は、県内 30 の広域組合等の平均値とほぼ同一水準にあることから、これを据え置くことを基本とします。ただし、新組合の設立に至るまでに構成市町村の財政状況が悪化した場合は、行財政改革の観点から、現行の報酬額を一律〇〇%削減する減額改定を行うか、または期限付きの減額措置を講じます。

(単位：円)



※令和 2 年 11 月時点での報酬一覧です
 ※この一覧表は、議長の報酬額を基準に、報酬額が高い順に列記しています。
 ※中央値は、最上位及び最下位の団体を外れ値として除いた平均値です。

(参考：圏域人口別の報酬額) (単位：円)

圏域人口	報酬額	議長	副議長	議員
10 万人未満	平均報酬額	70,250	66,250	63,500
	(中央値)	57,000	52,500	50,500
10 万人以上 20 万人未満	平均報酬額	64,691	58,309	54,345
	(中央値)	51,556	47,556	44,889
20 万人以上	平均報酬額	51,733	49,007	46,880
	(中央値)	52,000	49,123	46,938

※龍ヶ崎地方塵芥処理組合の圏域人口は、約 10 万人です。
 ※稲敷地方広域市町村圏事務組合の圏域人口は、約 29 万人です。
 ※龍ヶ崎地方衛生組合の圏域人口は、約 40 万人です。

(11) 施設の運転業務の外部委託方針 本編 76 ページ参照

- 龍の郷クリーンセンターの運転業務は直営で行っているため、外部委託する際は直営と外部委託のコスト等に関する比較を行い、その是非を判断します。
- 運転業務を外部委託する場合、外部委託への移行事務を新組合の設立に至るまでは龍ヶ崎地方衛生組合が行い、設立後も移行事務が継続している場合は、新組合の事務部門が行います。
- 運転業務の外部委託の更新に関する事務も上記に準じて行います。

(12) 新組合管理運営システムの構築 本編 77 ページ参照

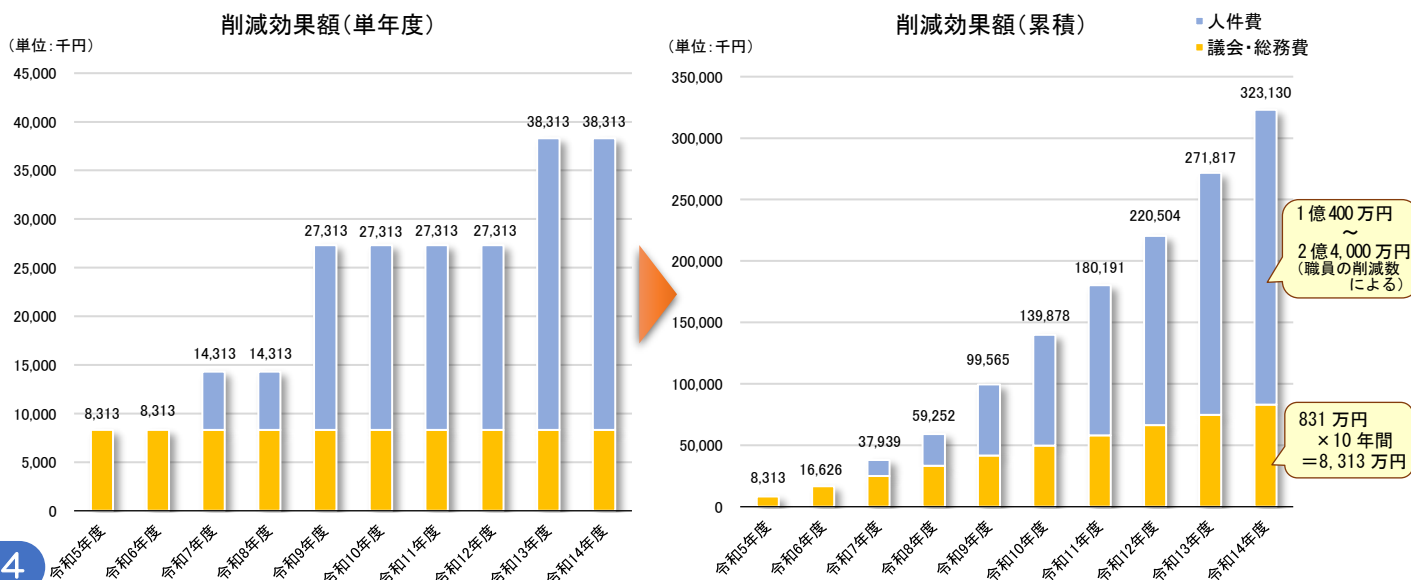
- 新組合の事務の利便性向上と業務の効率化を推進するため、令和 3 年度に稲敷地方広域市町村圏事務組合が構築を予定しているイントラネットシステムをクリーンプラザ・龍及び龍の郷クリーンセンターに拡充します。
- 財務会計システムは、3 組合とも同じベンダーのシステムで稼働しているため、稲敷地方広域市町村圏事務組合の当該システムに龍ヶ崎地方衛生組合と龍ヶ崎地方塵芥処理組合のデータを取り込むことにより整備します。また、人事給与システムは、稲敷地方広域市町村圏事務組合が導入していることから、龍ヶ崎地方衛生組合と龍ヶ崎地方塵芥処理組合のデータを当該システムに取り込むことにより整備します。
- システムの構築（導入）等は、新組合設立の意思決定が正式になされた際は、構成市町村の情報化推進プランや情報システム調達ガイドライン等を参考に、新組合システム構築（導入）プランを策定し、優先順位を付して進めます。
- 新組合システム構築（導入）プランの策定及び構築作業は、新組合の設立に至るまでは 3 組合の職員で編成するワーキングチームが、設立後は新組合の事務部門が行います。

（参考：3 組合の統合・複合化に伴う削減効果） 本編 121 ページ参照

本計画に基づき、3 組合が統合・複合化した際の削減効果額を試算しました。

その結果、新組合設立時点（令和 5 年 4 月 1 日）での削減効果額は、約 831 万円であることが見込まれます。さらに、中長期的に職員の採用を抑制することで、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間の削減効果額は、約 1 億 400 万円（職員を 2 名削減した場合）から約 2 億 4,000 万円（職員を 5 名削減した場合）であることが見込まれます。

このため、3 組合の統合・複合化による、10 年間の削減効果額の総計は、約 1 億 8,700 万円（職員を 2 名削減した場合）から約 3 億 2,300 万円（職員を 5 名削減した場合）であることが見込まれます。



6 今後のスケジュール

本編 80 ページ参照

年月日	内容
令和3年10月11日	龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議 (稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画(素案)について協議)
令和3年10月中旬～	3組合議長へ報告 (稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画(素案)を報告)
令和3年10月20日 令和3年11月8日 令和3年11月16日	龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会全員協議会 (稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画(素案)を報告)
令和3年11月2日	稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会 (稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画(素案)について協議)
令和3年12月	構成市町村の議会へ報告 (稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画(素案)を報告)
令和4年1月27日	龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議 (稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画(案)について協議)
令和4年2月	龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議 ※稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画の決定 茨城県との事前協議(事前審査) (新組合規約(案)、2組合の解散(案)及び財産処分(案)について事前協議)
令和4年2月～3月	3組合ごとに全員協議会を開催 (稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画を報告)
令和4年3月	構成市町村ごとに全員協議会を開催 (稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画を報告)
令和4年4月	龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議
令和4年5月	構成市町村の議案に係る資料作成 新規約案及び 新旧対照表を添付
令和4年6月	構成市町村議会定例会 (新組合規約(案)、2組合の解散(案)及び財産処分(案)提出)
令和4年7月	(仮称)3組合統合・複合化協議会を設置
令和4年8月上旬	茨城県へ規約変更の申請 申請書、理由書、協議書、規約、 構成市町村の議会の議決書及び議事録を提出
令和4年12月下旬	新組合の初議会に上程する条例(案)等の策定作業を完了
令和5年3月中旬	新組合の人事異動の内示
令和5年3月下旬	新組合(仮)事務所の整備(物品・備品・機器等の配置)を完了
令和5年4月1日	人事異動を発令し、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の事務所を仮事務所として新組合を発足
令和5年4月上旬	新組合議会臨時会 (議決を要する条例(案)と予算(案)等の議案を上程)

事実上のプロセス

法定のプロセス

ごみ処理の広域化について（案）

（茨城県ごみ処理広域化計画の見直し及び稲敷・龍ヶ崎地方のごみ処理の広域化の検討）

1. 茨城県ごみ処理広域化計画の見直し

(1) 背景

① 茨城県ごみ処理広域化計画

- ・茨城県は、平成 10 年 4 月に「茨城県ごみ処理広域化計画（以下「前計画」という。）を策定（厚生省（現環境省）が平成 9 年 5 月 28 日に発出した「ごみ処理の広域化計画について（通知）」に基づき策定）
- ・前計画の計画期間は、平成 10 年度から平成 19 年度までの 10 年間
- ・前計画のごみ処理の広域化の目標（将来の姿）は、20 年後（平成 29 年度以降）を見通し、県内を 10 ブロックに定める（計画策定時は 35 団体（85 市町村）でごみ処理を実施）

② 社会経済情勢

- ・市町村合併の進展
- ・人口減少の進行
- ・ごみ処理施設の老朽化が進行
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域経済は大きな打撃を受ける

③ 前計画の見直し

- ・前計画を策定してから 20 年が経過し、この間、社会経済情勢は大きく変化
- ・環境省は、平成 31 年 3 月 29 日に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」を発出し、都道府県に令和 3 年度末までに中長期的な広域化・集約化に係る計画を策定するよう求める
- ・さらに、環境省は、令和 2 年 6 月に「広域化・集約化に係る手引き」を作成・公表



(2) 目的

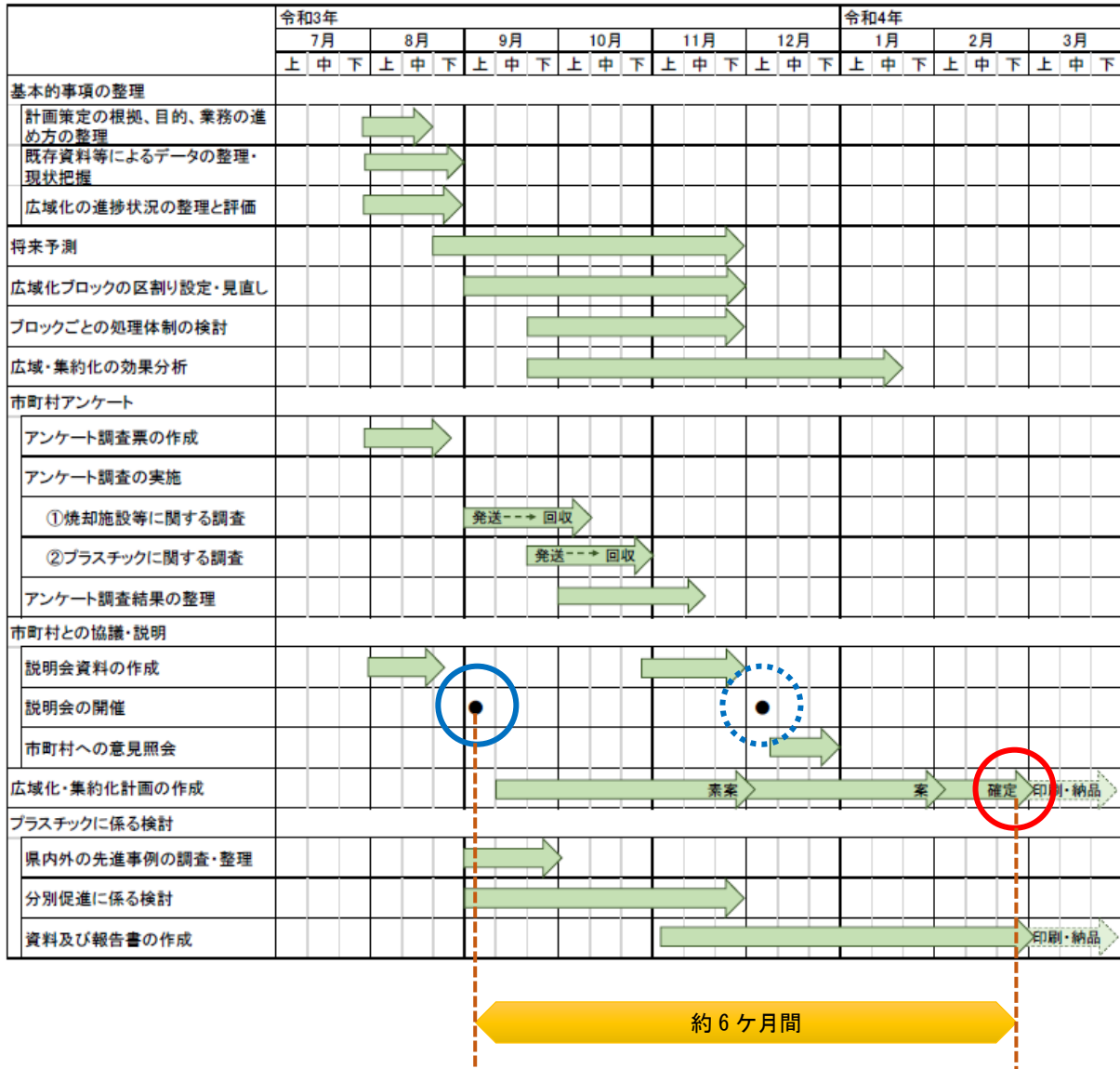
- ・廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことを目的に、前計画を令和 3 年度中に見直しを行い、新たな茨城県ごみ処理広域化計画（以下「新計画」という。）を策定する

(3) プラスチックに係る検討

- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 3 年 6 月に公布
- ・国は、プラスチック製容器包装以外のプラスチックについても一括回収してリサイクルする方針
- ・プラスチックについては、市町村ごとに分別収集が異なる状況であり、前計画の見直しと並行して、プラスチックの分別収集の促進について検討

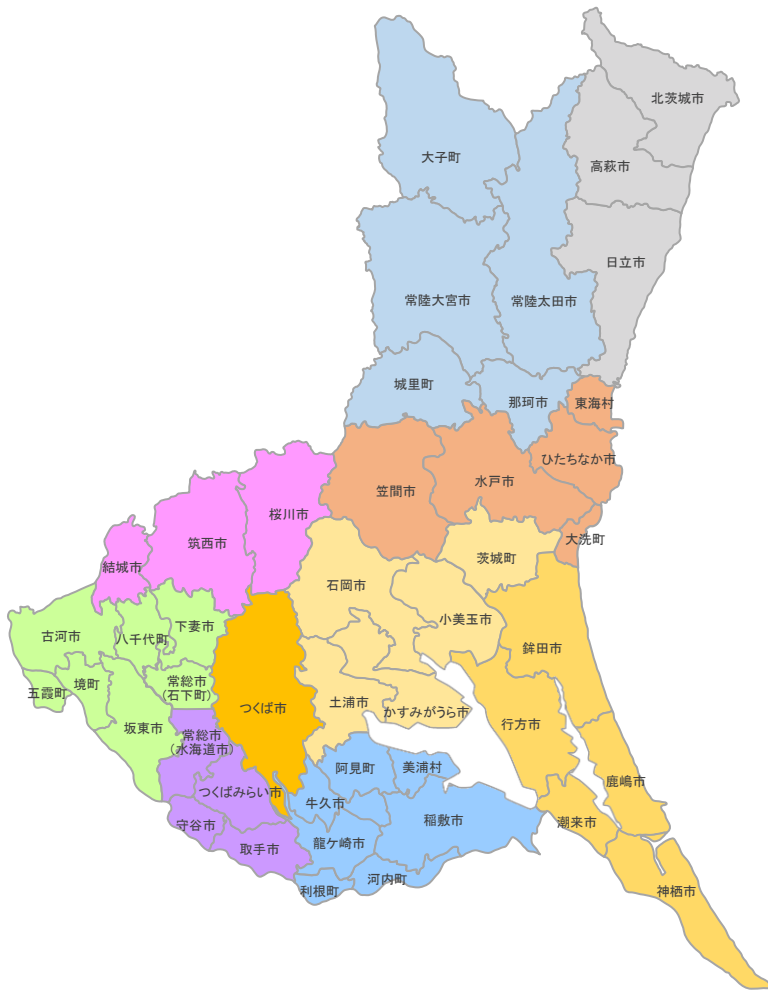
(4) スケジュール

- ・新計画は、令和4年2月を目途に策定（予定）
- ・計画の策定にあたっては、前計画の評価、人口推計に基づくごみ処理の将来予測、広域・集約化の効果分析を行うほか、市町村及び一部事務組合にアンケートを実施予定（9月～10月）
- ・また、市町村等説明について、第1回は、令和3年9月2日にweb形式で行われた
- ・第2回説明会は、令和3年12月に開催（予定）



(5) 新計画の位置づけ

- ・新計画策定後、ごみ処理の広域化について、市町村及び一部事務組合への強制力などは特にはない
- ・ただし、今後、ごみ処理施設の新設に伴い、循環型社会形成推進交付金の交付を受けるには、新計画に基づき検討



茨城県ごみ処理広域化計画

- ① 計画策定時（平成 10 年度）は、県内のごみ処理は 35 ブロック（35 団体）で行われていた（85 市町村）。
- ② 県は 20 年後（平成 30 年度以降）の目標として、県内のごみ処理は 10 ブロックと定める（左図参照）。



現状（令和 3 年 4 月現在）

- ① 令和 3 年 4 月時点における、県内のごみ処理は 29 ブロックで行われている（左図参照）。
- ② 赤枠の地域は、エネルギーの利活用の観点から、今後、ごみ処理の広域化・集約化が必要と考えられる。

※エネルギーの利活用は、可能な限り焼却能力を 300t/日以上（最低でも 100 t/日）以上が望ましいとしている

（参考）

$$\text{処理必要能力 (t/日)} = \frac{\text{焼却処理量 (t/年)}}{280 \text{ 日}} \times 0.96$$

- ・ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合（龍ヶ崎市、利根町、河内町）：105 t/日
- ・ 牛久市：84 t/日
- ・ 阿見町：56 t/日
- ・ 江戸崎地方衛生土木組合（稲敷市、美浦村）：60 t/日

※焼却処理量は令和元年度の実績をもとに算出されています

2. 稲敷・龍ヶ崎地方のごみ処理の広域化の検討

(1) 稲敷・龍ヶ崎地方における状況

- ・龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の3組合の統合・複合化を検討中
- ・統合・複合化の時期は、令和5年4月1日を目標とする
- ・3組合統合・複合化の検討と併せて、統合・複合化のスケールメリットを活かし、今後の広域行政の課題としている「ごみ処理の広域化」及び「斎場事務の複合化」について検討中

(2) ごみ処理の現状

3市3町1村（龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、阿見町、美浦村）の塵芥処理の現状として、塵芥処理施設の配置状況及び概要は以下のとおり



市町村名	ごみ処理業務の主体	処理施設名	処理能力	使用終了予定年度
龍ヶ崎市	龍ヶ崎地方 塵芥処理組合	クリーンプラザ・龍 (平成 11 年 7 月 竣工)	・焼却施設：180t/日	焼却施設 令和 13 年度末
利根町			・灰溶融処理設備	最終処分場 令和 16 年度末
河内町			・リサイクル施設	
牛久市	牛久市	牛久市クリーンセンター (平成 11 年 3 月 竣工)	・焼却施設：202.5t/日 ・資源化施設	焼却施設 令和 15 年度末
阿見町	阿見町	阿見町霞クリーンセンター (平成 9 年 3 月 竣工)	・焼却施設：84t/16h ・粗大ごみ処理施設 ・ペットボトル減容施設	焼却施設 令和 14 年度末
		阿見町さくらクリーンセンター (平成 10 年 3 月 竣工)	・最終処分場：66,200 m ³	最終処分場 令和 15 年度中
稲敷市	江戸崎地方 衛生土木組合	環境センター (平成元年 9 月 竣工)	・焼却施設：100t/16h ・不燃物処理資源化施設 ・粗大ごみ処理(破碎・圧縮)施設	焼却施設 令和 4 年度末
美浦村		新環境センター(整備中) (令和 5 年 3 月 竣工 予定)	・焼却施設：70t/日 ・リサイクルセンター	焼却施設 令和 35 年度末

※処理施設の内容等はホームページから抜粋

※一般的に塵芥処理施設の耐用年数は 15 年程度、長寿命化により 30 年程度と言われてています。

斎場事務の複合化について（案）

1. 概要

3組合の統合・複合化の協議を進めるなかで、構成市町村内には現在、龍ヶ崎市営斎場（運営主体：龍ヶ崎市）、うしくあみ斎場（運営主体：牛久市・阿見町斎場組合）、聖苑香澄（運営主体：江戸崎地方衛生土木組合）の三つの斎場が存在していることから、3組合統合のメリットを生かした広域的な取り組みの一つとして「斎場事務」の複合化の調査を行うものです。

2. 調査事項

- (1) 構成市町村内各施設の現況について（施設概要、利用区分、使用料等）
- (2) 県内他市町村（一部事務組合）における「斎場事務」の現況について
- (3) 「斎場事務」統合の事例調査について

◎斎場使用料

【龍ヶ崎市営斎場】 龍ヶ崎市7091

区分	単位	使用料	
		市内	市外
火葬	1体	5,000	40,000
葬祭室	2時間	11,000	66,000
待合室	2時間	5,500	22,000

【うしくあみ斎場】 牛久市久野町2867

区分	単位	使用料	
		圏域内	圏域外
火葬	1体	5,000	50,000
大式場（120名）	1回	62,800	—
待合室	2時間	5,200	26,000

【聖苑香澄】 稲敷市須賀津1872-6

区分	単位	使用料	
		圏域内	圏域外
火葬	1体	10,000	50,000
第1式場（144名）	3時間	20,000	60,000
待合室	2時間	5,000	10,000

※各施設の利用区分については、主なものをホームページから抜粋